

特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係事務
における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（情報照会マニュアル）

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

（１）年金関係情報に情報照会を行う事務手続

特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係事務において
年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
65 国民年金法による障害基礎 年金の支給に関する情報	8-103	特定障害者特別給付費、特例特 定障害者特別給付費の支給
	8-125	訓練等給付費（就労継続支援B 型）の支給決定

【照会条件】 既定（デフォルト）

（２）基本的な事務の考え方及び年金関係情報のデータ項目について

市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条に基づき特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）及び同法第35条に基づき特例特定障害者特別給付費の申請等に係る当該補足給付費等の額の算定事務において、特定障害者の区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成19年厚生労働省告示第133号。以下「負担限度額告示」という。）別表第1に掲げる区分をいう。）の判定のため、申請者が障害基礎年金1級の受給者であり、かつその全額につき現に支給が停止されていないことを確認する必要がある場合、現在、申請者本人から年金証書や年金額改定通知書等の各種証明書類の提示を求めています。今後は、日本年金機構（以下「機構」という。）に情報照会を行って確認できるときは、書類の提示を省略することができます。

また、訓練等給付費（就労継続支援B型）の対象者として、障害基礎年金1級の受給者であることの確認が必要となる場合も同様に、機構に情報照会を行って確認できるときは、書類の提示を省略することができます。

これらの事務手続において、情報連携によって取得できる年金関係情報は「年金給付情報」となりますが、その中の「年金基本情報」及び「年金基本額情報」のデータ項目を確認することにより、対象者が障害基礎年金の受給者であることを確認することとなります。

2. 具体的な業務ごとの年金関係情報の確認方法

特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費事務においては、申請者の障害基礎年金の受給状況を確認する必要がありますので、情報連携開始後の事務においては以下の手順で確認してください。

(手順1) 対象者のマイナンバーで、情報照会を行います。照会条件は既定(デフォルト)のみのため、特に操作は必要なく、直近の情報を確認することができます。

この際、情報照会結果が正常に返ってきた場合は、現時点で受給権を有していると判断できることから、手順2に進みます。エラー分類 3004・エラー詳細 000000 の「情報提供エラー」が表示される場合は、現時点で障害基礎年金の受給権を有していないこととなります。(後述の副本更新スケジュールによる影響の場合を除く。)

(情報照会結果の画面のイメージ)

<例①：障害基礎年金のみの受給がある場合>

新法障害基礎年金情報	
年金の種類(年金コード)	5350
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
障害等級コード	1
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	974125

<例②：障害基礎年金と併せて障害厚生年金の受給がある場合>

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300

※ 一定の要件を満たす者においては、障害厚生年金と障害基礎年金が併せて支給される場合がある。「国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給があること」という要件には、法令上は障害基礎年金のみを受給している場合に加え、障害厚生年金と障害基礎年金を併せて受給している場合も含まれると解されるので、例②のとおり確認できることとしている。

(手順2) 障害等級コード1級であることを確認する。

「年金基本情報」中、「障害等級コード」を確認し、「1」と表示されていれば、障害等級1級の受給権を有していることが確認できますので、手順3へ進みます。「2」「3」の表示の場合は、この段階で障害基礎年金1級の受給権者ではあることは確認できません。

⇒ 例①の場合は障害基礎年金1級の受給者であることが確認できますが、例②の場合は1級ではなく2級の受給者であるため、この時点で、原則として要件不該当となります。(後述の副本更新スケジュールの影響の場合を除く。)

※ 訓練等給付費(就労継続支援B型)の支給については、手順3は不要です。

(手順3) 実際に障害基礎年金1級を受給しているかを確認する。

手順3で障害等級が1級の受給権があることが確認できても、実際は一時的に障害状態が軽快しているなどの理由で支給停止になっている場合があります。

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」を確認し、表示されている金額が0円でなければ、実際に支給されていることが分かります。

また、「年金基本情報」中、「年金支給停止理由コード」を確認します。表示されるデータが「00」となっていれば支給は停止されていないことが分かります。

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」が0円の場合で、「年金支給停止理由コード」に「03」、「11」、「12」等と表示されている場合には、障害基礎年金が全額停止となっており、支給されていないことになります。

したがって、そのような情報照会結果が表示された場合は、障害基礎年金1級の実際受給はないと判断でき、特定障害者が負担限度額告示別表第1第3項の区分に該当する者であるかを情報連携によって確認することはできないこととなります。

- ・データ分類 「00」:(停止なし)
- 「03」:(併給選択による全額停止)
- 「11」:(障害不該当)
- 「12」:(障害基礎3級該当)

3. 副本更新スケジュールにより情報が確認できない期間の取扱い

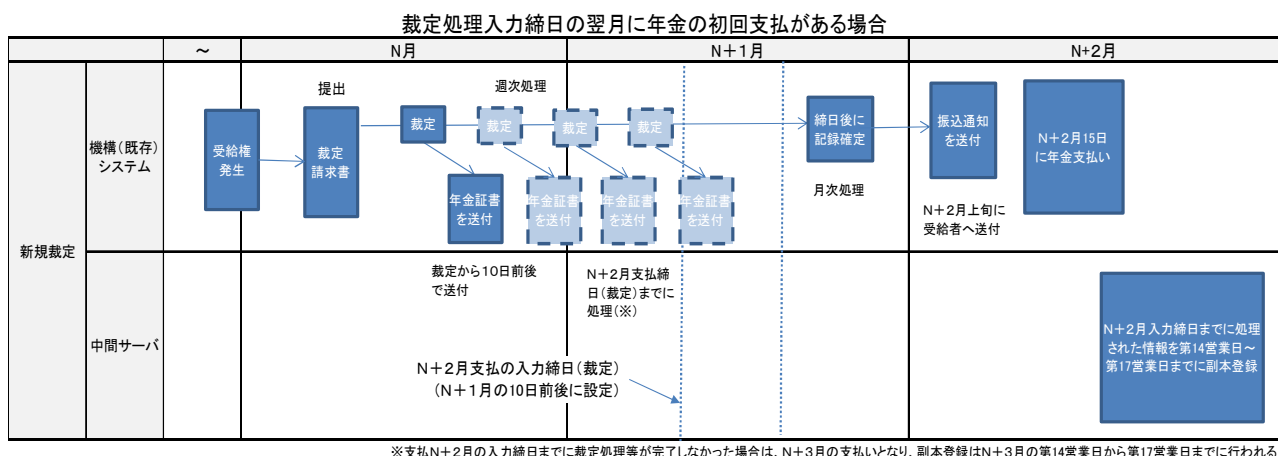
(1) 年金関係機関における副本更新のスケジュールとその影響

機構における年金基本情報の中間サーバへの副本登録は、月次で行われることとなっています。障害基礎年金の受給を確認するために情報照会する際、障害基礎年金の受給が始まっても、年金基本情報の副本情報が更新前の場合があります。特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係事務で主に確認する「年金基本情報」及び「年金基本額情報」は、支払月の前月分までの情報が支払月の月末（第17営業日）※までにそれぞれ更新されることとなります。

本人から障害基礎年金1級を受給しているとの申出があるにもかかわらず情報が確認できない場合は、更新後の情報を確認するため、申請のあった月又は翌月の第18営業日以降に照会を行う必要があります（参考図参照）。

※ 例えば、平成31年4月15日に年金支払が行われる年金給付関係情報（平成31年2月分から平成31年3月分までの年金基本額情報等と平成31年4月に支払う年金支払情報）は、平成31年4月末までに副本登録される。

【参考図】 年金給付情報の副本更新フロー



(2) 情報連携に当たっての留意事項及び確認が困難なケースへの対応について

情報照会を行ったときに、状況等を鑑みて、副本更新前であることが原因で直近の情報が確認できないと考えられる場合は、まずその月の第18営業日後に再度情報照会を行って確認することを前提とすること。ただし、給付費等の支払いの処理のスケジュールに鑑みて、情報連携による確認を待つことが困難な場合には、従前のおり本人へ添付書類を求めるか、機構等に対して公用照会を行う必要がある。

4. その他

なお、情報連携を活用して行う事務については、障害基礎年金1級の受給の有無を確認することのみを事務内容の範囲としており、本照会マニュアルについてはその内容を説明しているが、詳細な補足給付費の支給事務にあたっては、「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」を確認しながら進めること。

以上